

こすもす

223号 令和2年5月号



顧問先にて新入社員向け接遇・マナー研修を行いました。

SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 直隆

株式会社佐々木総研
西日本税理士法人
西日本社会保険労務士法人
株式会社M&Cパートナーコンサルティング
株式会社タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



法人の申告期限の個別延長について

国税庁では、個人確定申告において『確定申告期限の柔軟な取り扱い』として、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、感染拡大により外出を控えるなど申告所得税等の申告・納付期限の一括延長の期限である令和2年4月16日までに申告等の手続き困難であった方については、期限を区切らず柔軟に受け付けることとしているほか、**新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税猶予制度を案内するなど対応を行っております。**

法人についても、先の個人の取扱いと同様に柔軟な確定申告を受け付けることとしています。役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく次のような方がいることにより、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。

体調不良のため、または感染拡大防止のため外出を控えていること

平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること

感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること

また、**当該理由以外であっても感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には個別に申告期限延長が認められます。**いよいよ3月期年度末法人の申告が始まります。

申告期限及び納付期限に注意して進めましょう。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(抜粋:国税庁ホームページ)

(税務会計コンサルティング部 部長 森永 治)



国税における新型コロナウイルス感染拡大による当面の税務上の取扱い

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として必要な対策を講じることとしています。

(業績が悪化した場合に行う役員給与の減額)

通常は事業年度の途中(事業年度開始日から3か月を過ぎてから)で役員報酬を減額する場合には、認められず減額した支給額の部分しか損金に計上できません。例外的に期中に予測できないことが起き、**役員報酬を減額せざるを得ない状況が起きた時に特例として損金計上できるのは、「業績悪化事由」「臨時改定事由」が認められる場合のみ**です。

今回のコロナウイルス感染症の影響により業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、やむを得ず役員給与を減額しなければならない状況になった、又は予測される場合には「業績悪化事由」となります。

役員報酬の減額には「**株主総会の議事録の作成**」が必要です。期中の変更なので「**臨時株主総会**」となります。

ただし、新型コロナウイルスだけでは理由になりませんので、現在の売り上げ減少の状況や今後の著しい減少などの数値的指標や役員報酬の減額を含む改善計画等で説明できるように準備しておく必要がございます。

今回のコロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず役員報酬の減額を検討されている場合は、担当者にご相談くださいませ。

(税務会計2課 シニアコンサルタント 江良 孝子)

契約者貸付金制度とは

生命保険には契約者貸付制度というものがあります。

この契約者貸付制度は**解約返戻金を借りるという制度**です。定期保険や終身保険のような積立型の生命保険にご加入頂いておられます方であれば、審査なく自由に借りることができます。ただし解約返戻金を担保として借り入れを行うしくみですので、定期保険でも掛け捨てタイプの場合はこの制度を使うことはできません。

借り入れられる限度額については保険会社によって異なりますが、概ね**解約返戻金の7割～9割**となっています。

通常、契約者貸付制度を利用すると金利が発生するのですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い特別措置として、多くの保険会社が金利0.0%で貸し付けを行っています。(受付期間は各社異なりますのでHP等でご確認ください)

解約して返戻金をお受け取り頂くのも1つの手段ですが、契約者貸付制度でしたらある程度の返戻金を手元に返し、かつ保険を継続させることができます。選択肢の1つとしてご検討頂けましたら幸いです。



(ライフプラン・リスクマネジメント課 大串 伸孝)

テレワークとは

テレワークとは「情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のことです。**Tel(離れて)と Work(仕事)を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTをつかって仕事をする**ことを意味しています。

テレワークは働く場所で分けると、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務があります。在宅勤務というと、全く出社せず、毎日自宅で仕事をするイメージを持つ人も多いと思いますが、週1～2日の頻度で実施したり、1日の一部を自宅で行ったりといった在宅勤務制度を取り入れている企業が多いようです。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響で、テレワークの活用を検討している方も多いと思います。

テレワークを導入するには多額の費用が必要なのではないか、ICTがわかる人材がいない、制度導入のために人材を割く余裕がないといった不安もでてくるのではないのでしょうか。

現在のテレワーク用ICTシステムの多くは、初期導入費が低く利用料が月払いとなっていたり、設定が分かりやすい仕様になっていたりするため、ICTの専門家がいなくても導入は可能です。

しかし、**社内と環境が異なるため、いままで以上にセキュリティ対策を実践することが重要です**。総務省のテレワークセキュリティガイドラインや内閣サイバーセキュリティセンターの「インターネットの安全・安心ハンドブック」にも記載がありますのでご参照ください。

(参考:テレワーク総合ポータルサイト 内閣サイバーセキュリティセンター ホームページ)

(ICT活用推進課 赤嶺 奈美)

2020年5月

5月1日	金	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
5月2日	土	
5月3日	日	憲法記念日
5月4日	月	みどりの日
5月5日	火	こどもの日
5月6日	水	振替休日
5月7日	木	
5月8日	金	
5月9日	土	
5月10日	日	
5月11日	月	源泉所得税の納付
5月12日	火	
5月13日	水	
5月14日	木	
5月15日	金	所得税の振替日
5月16日	土	
5月17日	日	
5月18日	月	
5月19日	火	
5月20日	水	
5月21日	木	
5月22日	金	
5月23日	土	
5月24日	日	
5月25日	月	
5月26日	火	
5月27日	水	
5月28日	木	
5月29日	金	
5月30日	土	
5月31日	日	健保・厚生年金保険料の納付は6/1

2020年6月

6月1日	月	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
6月2日	火	
6月3日	水	
6月4日	木	
6月5日	金	
6月6日	土	
6月7日	日	
6月8日	月	
6月9日	火	
6月10日	水	源泉所得税の納付
6月11日	木	
6月12日	金	
6月13日	土	
6月14日	日	
6月15日	月	
6月16日	火	
6月17日	水	
6月18日	木	
6月19日	金	
6月20日	土	
6月21日	日	
6月22日	月	
6月23日	火	
6月24日	水	
6月25日	木	
6月26日	金	
6月27日	土	
6月28日	日	
6月29日	月	
6月30日	火	健保・厚生年金保険料の納付



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177